

年金支給額減額に反対する意見書

長引く景気低迷の中、社会保険料の引き上げ等に加え、医療や介護費用の負担の増加で年金生活者の暮らしは大変厳しい現況にある。

このような中、年金は、平成 23 年度には 0.4%の減額が行われ、平成 24 年度においても 0.3%の減額が行われることとなっている。それに加え、「特例水準」の解消を図るため、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間で 2.5%の減額を行う予定となっている。また、支給開始年齢についても、将来的に 68 歳から 70 歳まで引き上げることも視野に入れている。

現在、国民年金は、保険料を 40 年間納めても、満額で月額 65,741 円であり、平均支給額は 50,000 円台にしかならず、生活保護の基準にも満たないことは大きな課題である。

年金は高齢者の命綱であり、国民年金、厚生年金であれ、年金額の改定は高齢者の生活実態に即して行われるのが原則である。高齢者の生活はますます苦しくなっていることから、高齢者の切実な声に耳を傾け、年金を初めとした社会保障制度の安定化へ向けた政策を推進するとともに、年金支給額の減額をやめるよう政府に強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月15日

沼 津 市 議 会